

県内の患者の発生状況

資料1

1 検査陽性者の状況 (令和3年1月21日 24時現在)

(単位：人)

検査実施者数	陽性者数 (累積)								
		入院			宿泊療養	入院調整	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下	重症						
182,530	14,703	596	534	62	424	760	271	331	12,321
+3037	+237	△ 5	+2	△ 7	+13	△ 23	+19	+10	+223

※下段は前日比

[検査内訳]

(単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	68,308		68,308	5,567
	+518		+518	+89
民間検査機関等 (医療機関等)	87,409	26,813	114,222	9,136
	+1681	+838	+2519	+148
合計	155,717	26,813	182,530	14,703
	+2199	+838	+3037	+237

※医療機関等からの報告により集計

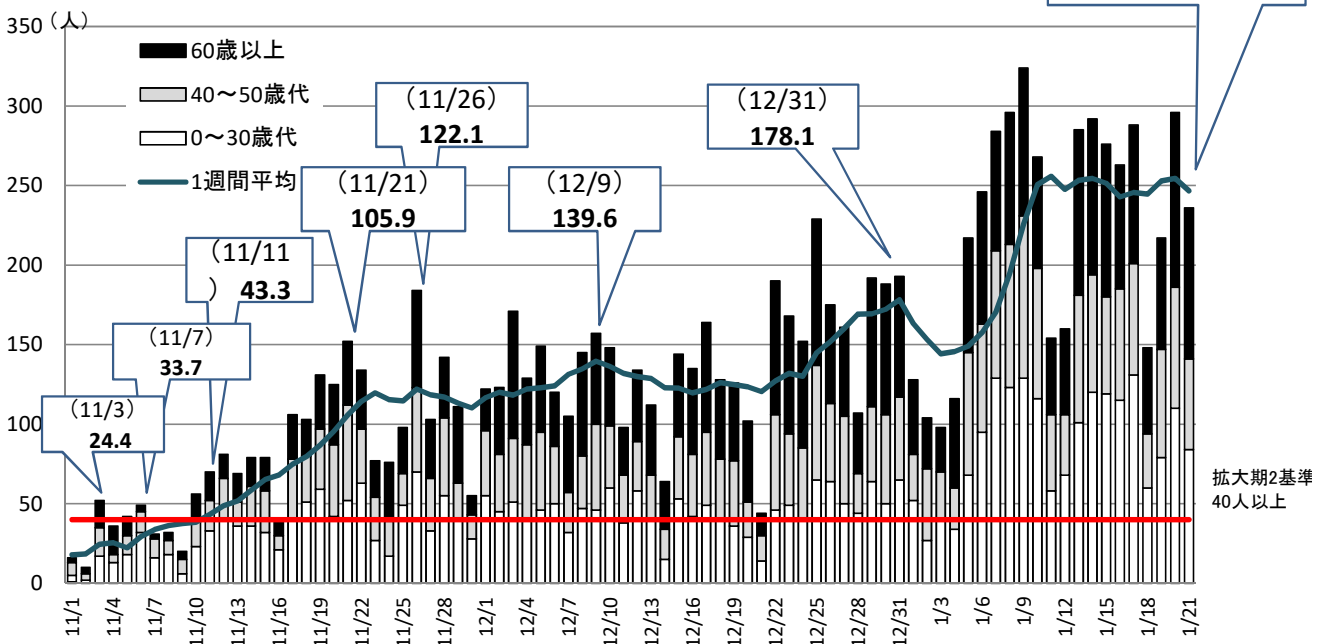
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	756	596	160	79%
うち重症対応	116	62	54	53%
宿泊	988	424	564	43%
合計	1,744	1,020	724	58%

2 11月1日から1月21日に発生した患者の状況 (11,453人)

1週間平均患者数 (1/21) **246.6**



3 11月1日～1月21日と直近1週間の感染状況

(1) 男女別患者数

区分	(11/1～1/21)		(1/15～1/21)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	5,842	51.0	849	49.2
女性	5,610	49.0	877	50.8
非公表	1	0.0	0	0.0
計	11,453	100	1,726	100

(2) 年齢別患者数

区分	(11/1～1/21)		(1/15～1/21)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	295	2.6	50	2.9
10代	770	6.7	120	7.0
20代	1,900	16.6	306	17.7
30代	1,294	11.3	222	12.9
小計	4,259	37.2	698	40.4
40代	1,571	13.7	217	12.6
50代	1,697	14.8	219	12.7
小計	3,268	28.5	436	25.3
60代	1,226	10.7	185	10.7
70代	1,255	11.0	200	11.6
80代	977	8.5	138	8.0
90代以上	444	3.9	67	3.9
小計	3,902	34.1	590	34.2
非公表	24	0.2	2	0.1
計	11,453	100	1,726	100

(3) 職業別患者数

区分	(11/1～1/21)		(1/15～1/21)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
学生等	842	7.4	122	7.1
会社員等	3,825	33.4	521	30.2
自営業	396	3.5	56	3.2
無職	2,262	19.8	304	17.6
不明・調査中	4,128	36.0	723	41.9
計	11,453	100	1,726	100

(4) 管轄保健所別患者数

区分	(11/1～1/21)		(1/15～1/21)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	153	1.3	25	1.4	26.4
伊丹	907	7.9	138	8.0	36.2
宝塚	525	4.6	62	3.6	18.5
加古川	999	8.7	139	8.1	33.6
加東	378	3.3	108	6.3	40.9
中播磨	91	0.8	16	0.9	39.0
龍野	348	3.0	37	2.1	23.4
赤穂	62	0.5	5	0.3	5.6
豊岡	63	0.6	15	0.9	14.0
朝来	27	0.2	10	0.6	19.6
丹波	48	0.4	10	0.6	9.9
洲本	118	1.0	3	0.2	2.4
小計	3,719	32.5	568	32.9	—
神戸市	3,572	31.2	470	27.2	30.9
姫路市	1,093	9.5	142	8.2	26.8
尼崎市	1,435	12.5	279	16.2	61.7
西宮市	1,170	10.2	186	10.8	38.2
明石市	464	4.1	81	4.7	27.0
小計	7,734	67.5	1,158	67.1	—
合計	11,453	100	1,726	100	31.6

(5) 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(11/1～1/21)		(1/15～1/21)	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	118	1.8	6	0.6
	家庭	2,709	40.6	490	48.4
	職場・施設・学校等	678	10.2	90	8.9
	友人とのほか、談話等	351	5.3	58	5.7
	クラスター	2,464	36.9	301	29.7
	医療機関・施術所	(1,322)	(19.8)	(141)	(13.9)
	高齢者福祉施設等	(805)	(12.1)	(160)	(15.8)
	学校・園	(163)	(2.4)	(0)	(0.0)
	飲食店	(80)	(1.2)	(0)	(0.0)
	職場	(94)	(1.4)	(0)	(0.0)
	その他	198	3.0	58	5.7
小計		6,518	97.6	1,003	99.0
県外	飲食店	22	0.3	2	0.2
	職場・施設・学校等	61	0.9	5	0.5
	友人とのほか、談話等	30	0.4	0	0.0
	その他	47	0.7	3	0.3
小計		160	2.4	10	1.0
計		6,678	100.0	1,013	100.0
調査中		2,914		713	
不明		1,861			
合計		11,453		1,726	

※ 加東健康福祉事務所管内の人材派遣業関係の54名は感染場所を分析中のため「その他」に計上した。

1月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（1月20日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目 公表日		
				利用者 患者等	職員等			
医療機関	神戸	医療機関	①	75	35	40	12月1日	
			②	37	24	13	12月4日	
			③	114	73	41	12月4日	
			④	14	12	2	1月10日	
			⑤	7	5	2	1月12日	
	姫路	医療機関		36	24	12	1月8日	
	尼崎	医療機関	①	114	62	52	12月13日	
			②	45	27	18	12月18日	
			③	8	4	4	1月8日	
			④	47	35	12	1月11日	
			⑤	16	5	11	1月12日	
	伊丹	医療機関	①	68	45	23	12月17日	
			②	11	4	7	12月27日	
			③	5	0	5	1月7日	
			④	6	4	2	1月8日	
			⑤	8	5	3	1月16日	
	加古川	医療機関	①	189	160	29	12月22日	
			②	25	15	10	12月24日	
	合計			18カ所	825	539	286	
				内 1月新規分	9カ所	147	94	53
福祉施設	神戸	介護関係事業所	①	32	28	4	12月18日	
			②	25	19	6	12月31日	
		介護関係施設	①	10	8	2	12月31日	
			②	18	16	2	1月7日	
			③	9	6	3	1月8日	
			④	17	12	5	1月9日	
			⑤	16	13	3	1月13日	
	⑥	14	11	3	1月17日			
	姫路	障がい者施設		15	9	6	1月17日	
	尼崎	高齢者施設	①	20	18	2	12月20日	
			②	15	14	1	1月4日	
			介護保険サービス事業所		13	10	3	12月29日
	西宮	介護事業所&特別養護老人ホーム		11	8	3	1月2日	
			介護老人保健施設		22	20	2	1月17日
	伊丹	社会福祉施設(入所系)		10	7	3	12月24日	
	加東	特別養護老人ホーム		13	10	3	12月28日	
中播磨	通所介護事業所		18	13	5	1月10日		
合計			17カ所	278	222	56		
			内 1月新規分	10カ所	155	122	33	
事業所	加東	人材派遣業を営む事業所		54	0	54	1月9日	
	合計		1カ所	54	0	54		
			内 1月新規分	1カ所	54	0	54	
学校等	神戸	私立高等学校の運動部		6	6	0	1月7日	
	加東	高等学校		8	7	1	12月25日	
	合計		2カ所	14	13	1		
		内 1月新規分	1カ所	6	6	0		
飲食店等	龍野	カラオケ喫茶		7	7	0	12月22日	
	合計		1カ所	7	7	0		
			内 1月新規分	0カ所	0	0	0	
その他	中播磨	高齢者シェアハウス		13	9	4	1月10日	
	神戸	スポーツチーム		10	0	10	1月13日	
	合計		2カ所	23	9	14		
		内 1月新規分	2カ所	23	9	14		
合計			41カ所	1,201	790	411		
			内 1月新規分	21カ所	385	231	154	

※ 網掛け部分は1月の新規発生クラスター

国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上		人口10万人当りの全療養者数 15人以上	10%	人口10万人当り(週間)の 新規報告数 が 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上		人口10万人当りの全療養者数 25人以上	10%	人口10万人当り(週間)の 新規報告数 が 25人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
兵庫県 (1月21日現在)	78.8%	53.4%	37.5人	10.8%	31.6人	0.96	41.9%
備考	入院者数 596人 確保病床数 756床	入院者数(重症) 62人 確保病床数(重症) 116床	全療養者数 2051人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 1726人 検査数(直近1週間) 15923件	患者数(直近1週間) 1726人 人口 5,466千人	患者数(直近1週間) 1726人 患者数(先週1週間) 1781人	感染経路不明者数(直近1週間) 724人 患者数(直近1週間) 1726人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

国の新たな感染状況のステージの指標(11月1日から1月21日)

単位	①病床のひっ迫具合		②療養者数 対人口10万人	③陽性者数/PCR 等検査件数(週間) %	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の 前1週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明 の者の割合(週 間) %	新規患者数 (人)	1日当たり検 査件数 (件)
	全入院患者 確保病床利用率 %	重症患者 確保病床利用率 (重症患者) %							
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	50%		
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	50%		
11月1日	22.4	12.7	3.2	4.6	2.3	0.93	51.2	15	271
11月2日	22.1	14.5	3.0	4.8	2.4	0.96	52.7	10	327
11月3日	24.2	14.5	3.4	6.1	3.1	1.30	49.7	52	537
11月4日	27.1	14.5	3.9	6.0	3.3	1.21	46.6	36	567
11月5日	28.9	14.5	4.3	6.3	3.7	1.39	42.6	43	702
11月6日	31.4	12.7	4.4	6.5	4.3	1.60	42.9	49	783
11月7日	31.7	13.6	4.6	6.3	4.3	1.88	45.3	31	541
11月8日	32.3	13.6	4.7	6.6	4.6	2.02	46.2	32	334
11月9日	33.0	14.5	4.9	6.6	4.8	2.03	43.7	20	501
11月10日	33.6	15.4	5.0	6.5	4.9	1.57	49.1	58	710
11月11日	34.8	16.3	5.3	7.1	5.5	1.70	50.8	70	670
11月12日	38.7	16.3	5.9	7.9	6.2	1.67	53.4	81	736
11月13日	40.0	17.2	6.3	8.2	6.6	1.54	51.8	69	888
11月14日	44.5	17.2	7.1	8.8	7.5	1.73	49.9	79	776
11月15日	45.4	17.2	7.5	9.0	8.3	1.80	47.8	79	744
11月16日	42.4	15.4	7.4	9.0	8.7	1.80	48.1	40	748
11月17日	44.2	15.4	8.3	9.3	9.6	1.94	47.1	106	1,053
11月18日	48.8	19.0	9.3	9.1	10.2	1.83	49.6	103	1,142
11月19日	51.5	20.9	9.9	9.2	11.1	1.78	47.0	132	1,198
11月20日	57.8	23.6	10.9	9.3	12.2	1.85	47.5	129	1,451
11月21日	69.7	24.5	12.4	9.8	13.6	1.81	47.4	152	1,175
11月22日	69.7	24.5	12.7	10.0	14.6	1.75	46.8	138	1,224
11月23日	69.0	25.4	13.0	10.6	15.3	1.75	45.7	77	640
11月24日	68.2	29.0	12.7	9.8	14.8	1.54	43.1	77	1,413
11月25日	69.2	29.0	12.6	9.1	14.7	1.44	42.9	98	1,650
11月26日	65.8	28.1	13.6	8.7	15.6	1.40	43.7	184	2,248
11月27日	64.5	33.6	14.0	8.5	15.2	1.24	45.2	103	1,351
11月28日	66.1	35.4	14.1	8.4	15.0	1.10	45.3	143	1,234
11月29日	64.9	33.6	13.5	8.2	14.5	0.99	44.2	111	1,094
11月30日	65.1	31.8	12.7	7.6	14.1	0.92	44.9	55	1,127
12月1日	64.9	30.9	12.8	7.9	14.9	1.00	44.3	122	1,519
12月2日	69.7	33.6	13.4	8.3	15.4	1.04	42.2	123	1,509
12月3日	68.8	32.7	13.6	9.0	15.1	0.96	40.0	171	1,284
12月4日	70.9	33.6	14.3	9.5	15.6	1.03	38.2	129	1,171
12月5日	69.8	35.4	14.6	9.6	15.7	1.04	35.4	149	1,210
12月6日	68.1	36.3	14.7	9.8	15.9	1.09	35.4	120	1,042
12月7日	68.7	36.3	15.0	10.3	16.8	1.19	32.8	106	1,193
12月8日	68.8	37.2	14.8	10.8	17.3	1.15	32.7	145	1,286
12月9日	69.2	38.1	15.1	11.4	17.9	1.16	33.4	157	1,335
12月10日	68.4	40.9	14.9	11.0	17.5	1.15	33.8	148	1,397
12月11日	69.5	39.0	15.0	10.0	16.9	1.08	32.5	98	1,738
12月12日	70.4	40.0	14.8	9.5	16.6	1.05	33.3	135	1,540
12月13日	70.7	40.0	15.0	9.3	16.5	1.03	34.9	112	1,185
12月14日	73.3	40.0	15.1	8.8	15.7	0.93	37.3	65	1,189
12月15日	71.0	39.0	14.2	8.8	15.7	0.91	39.9	144	1,334
12月16日	72.2	41.8	14.6	8.3	15.3	0.85	39.1	135	1,669
12月17日	74.3	40.9	15.1	8.1	15.6	0.89	39.6	164	1,809
12月18日	72.1	38.1	15.4	8.7	16.2	0.95	40.4	128	1,392
12月19日	72.1	40.0	15.6	9.1	16.0	0.96	40.6	126	924
12月20日	70.9	41.8	15.9	9.4	15.8	0.96	41.5	103	852
12月21日	70.3	38.1	16.2	9.1	15.4	0.98	41.9	44	1,207
12月22日	69.7	37.2	16.4	9.6	16.3	1.03	41.9	190	1,362
12月23日	65.3	37.0	17.5	9.7	16.9	1.10	42.1	168	1,941
12月24日	65.4	38.7	18.3	9.7	16.7	1.06	43.3	152	1,688
12月25日	67.3	38.7	19.7	10.4	18.6	1.14	40.5	231	1,758
12月26日	68.5	40.5	20.4	10.3	19.4	1.21	39.9	175	1,505
12月27日	65.7	41.3	20.8	10.3	20.5	1.29	38.1	161	1,378
12月28日	67.3	37.9	20.8	10.8	21.7	1.40	38.9	107	1,320
12月29日	67.3	37.9	21.2	10.5	21.7	1.33	39.3	192	1,645
12月30日	67.8	38.7	21.9	10.7	22.1	1.30	41.1	188	1,913
12月31日	66.9	40.5	22.5	11.3	22.8	1.36	42.0	193	1,474
1月1日	67.8	42.2	22.5	11.0	20.9	1.12	44.4	128	1,131
1月2日	67.5	43.9	21.4	10.5	19.6	1.00	45.3	104	1,286
1月3日	66.4	43.9	20.2	10.1	18.5	0.90	47.9	98	1,170
1月4日	68.2	42.2	18.8	9.6	18.6	0.86	47.3	116	1,964
1月5日	70.1	46.5	19.0	9.8	19.1	0.88	49.4	217	1,664
1月6日	72.4	46.5	20.1	9.9	20.2	0.91	53.7	246	2,435
1月7日	75.5	46.5	21.0	9.4	21.8	0.95	54.5	284	2,914
1月8日	77.2	52.5	20.8	9.9	24.9	1.19	56.6	297	2,233
1月9日	76.0	56.0	23.0	10.9	28.9	1.47	56.4	324	2,121
1月10日	75.6	59.4	24.9	11.7	32.1	1.73	54.5	269	1,606
1月11日	75.3	63.7	27.2	12.9	32.8	1.75	53.4	154	897
1月12日	77.5	60.3	29.0	11.9	31.7	1.66	50.2	160	2,326
1月13日	78.3	61.2	31.3	12.5	32.4	1.60	48.0	285	2,065
1月14日	79.1	62.9	33.2	13.1	32.6	1.49	46.9	292	2,245
1月15日	78.0	62.9	34.8	13.1	32.2	1.29	44.8	276	2,127
1月16日	77.9	66.3	36.6	13.1	31.1	1.07	43.6	264	1,655
1月17日	78.1	64.6	37.4	19.7	47.9	1.49	42.7	288	1,908
1月18日	76.9	58.6	35.3	11.8	31.3	0.95	42.0	148	2,142
1月19日	79.1	59.4	35.6	12.2	32.4	1.02	44.8	217	2,366
1月20日	79.4	59.4	37.4	11.7	32.6	1.00	42.5	296	2,688
1月21日	78.8	53.4	37.5	10.8	31.6	0.96	41.9	237	3,037

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (1/15~1/21)	人口10万人あたり人数
兵庫県 ※2	1,726	31.58

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (1/15~1/21)	人口10万人あたり人数
全国	41,344	32.77
北海道	1,029	19.60
東京都 ※1	10,591	76.08
神奈川県 ※1	5,635	61.26
千葉県 ※1	3,162	50.52
埼玉県 ※1	3,102	42.20
栃木県 ※2	517	26.73
愛知県 ※2	1,806	23.91
岐阜県 ※2	442	22.24
滋賀県	207	14.64
京都府 ※2	930	36.00
大阪府 ※2	3,624	41.14
奈良県	268	20.15
和歌山県	129	13.95
広島県	264	9.42
福岡県 ※2	2,038	39.93
宮崎県	249	23.21
沖縄県	652	44.87

※ 緊急事態措置の実施都府県

※1 令和3年1月8日～ ※2 令和3年1月14日～

発熱等診療・検査医療機関の指定状況

1 指定医療機関

1,070 カ所（1/22現在） 病院：202所、診療所：868か所

- ・他の医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受け入れ可能な医療機関：292 カ所
- ・自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れ可能な医療機関：778カ所

圏域	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	計
既指定数	290	310	116	63	138	46	29	50	1,042
追加指定数	8	7	10	0	0	1	0	2	28
合計	298	317	126	63	138	47	29	52	1,070
他からの受入可能	(91)	(81)	(32)	(11)	(47)	(11)	(10)	(9)	(292)

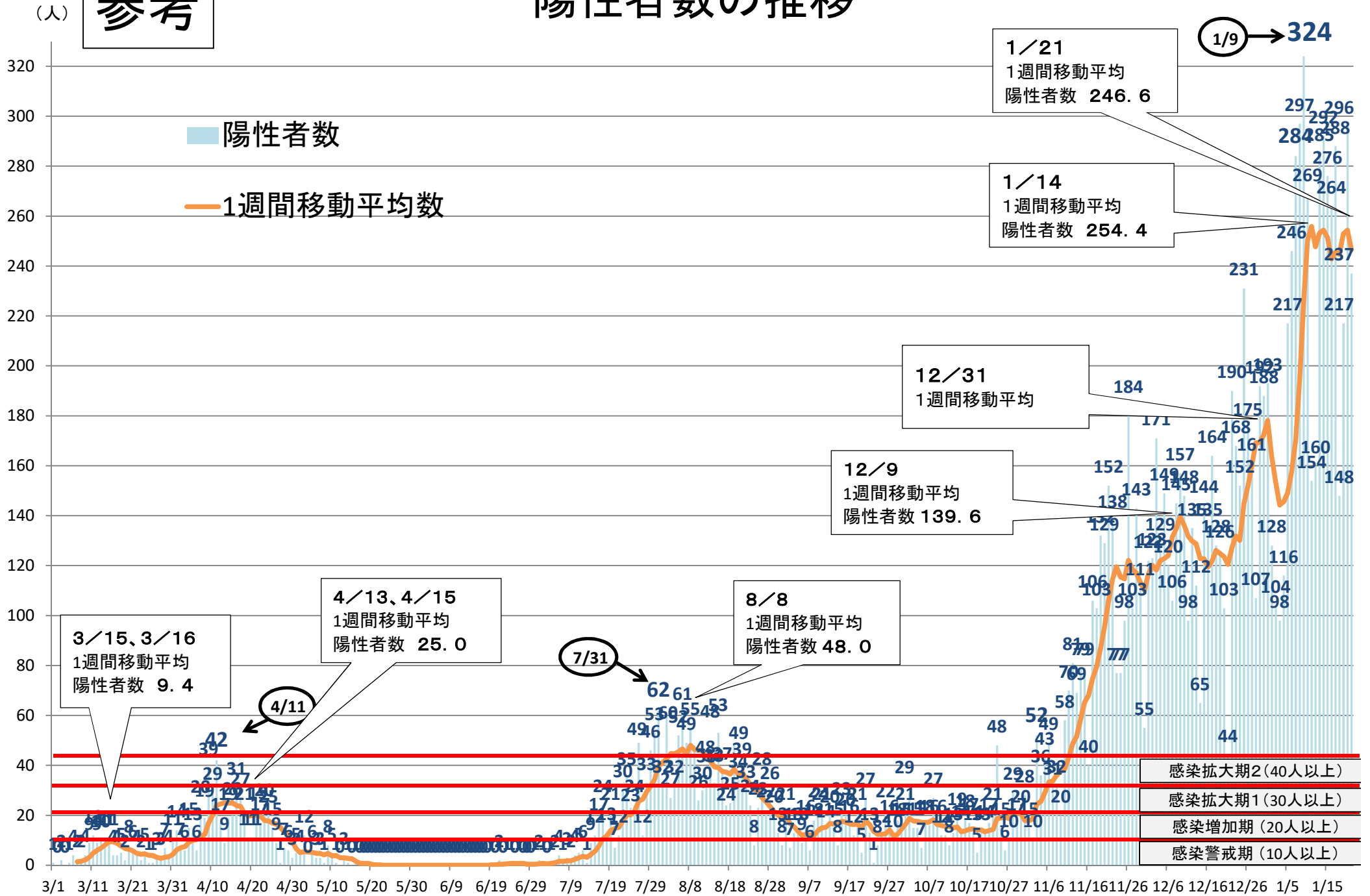
※ 今後も、引き続き申請を受け付け、指定を進める

(参考) 本県及び全国のインフルエンザの発生状況

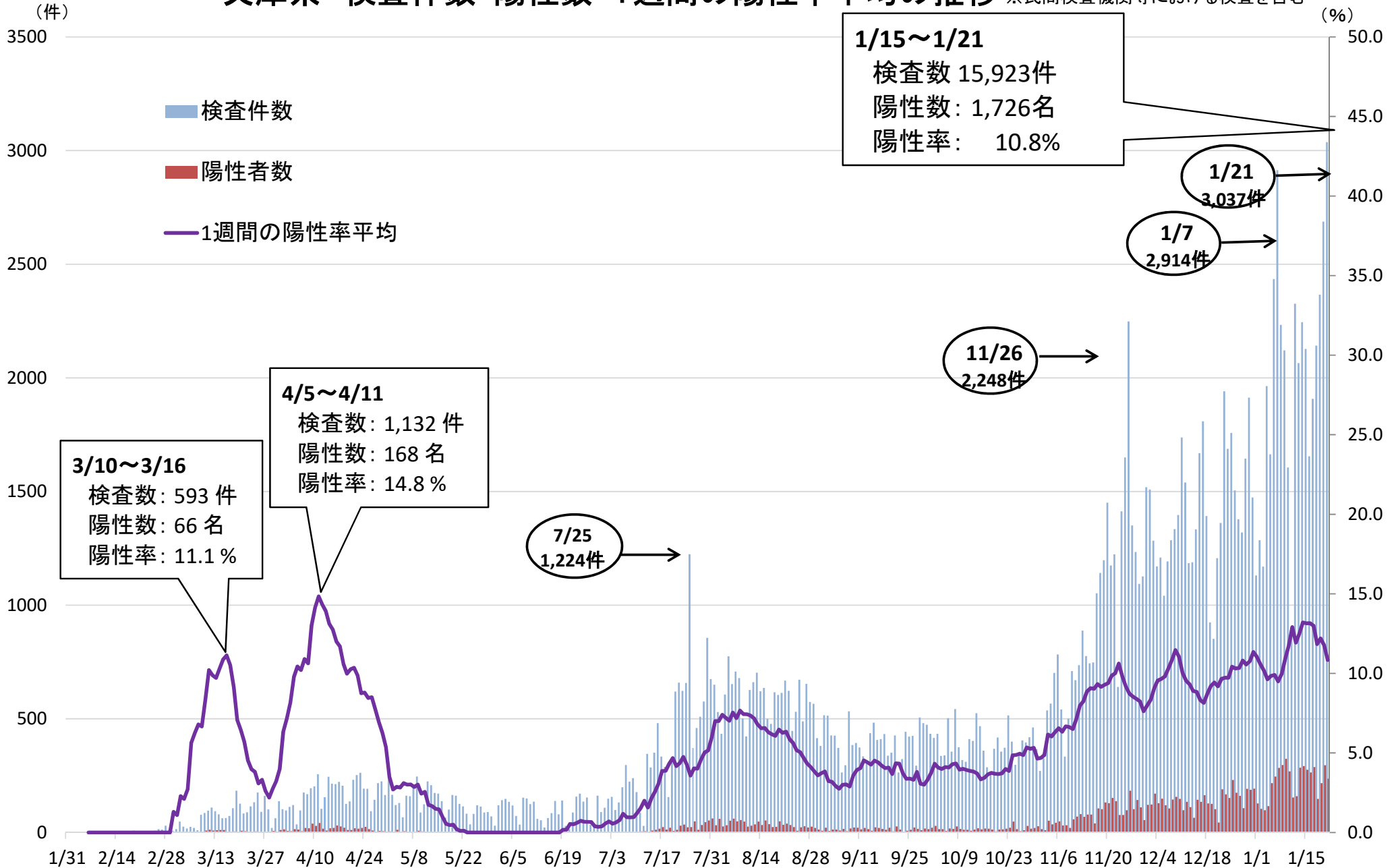
区分	兵庫県	全国
2020年 8/31～2021年 1/10 (36～1週)	6人	664人
昨年同期	13,848人	507,680人

参考

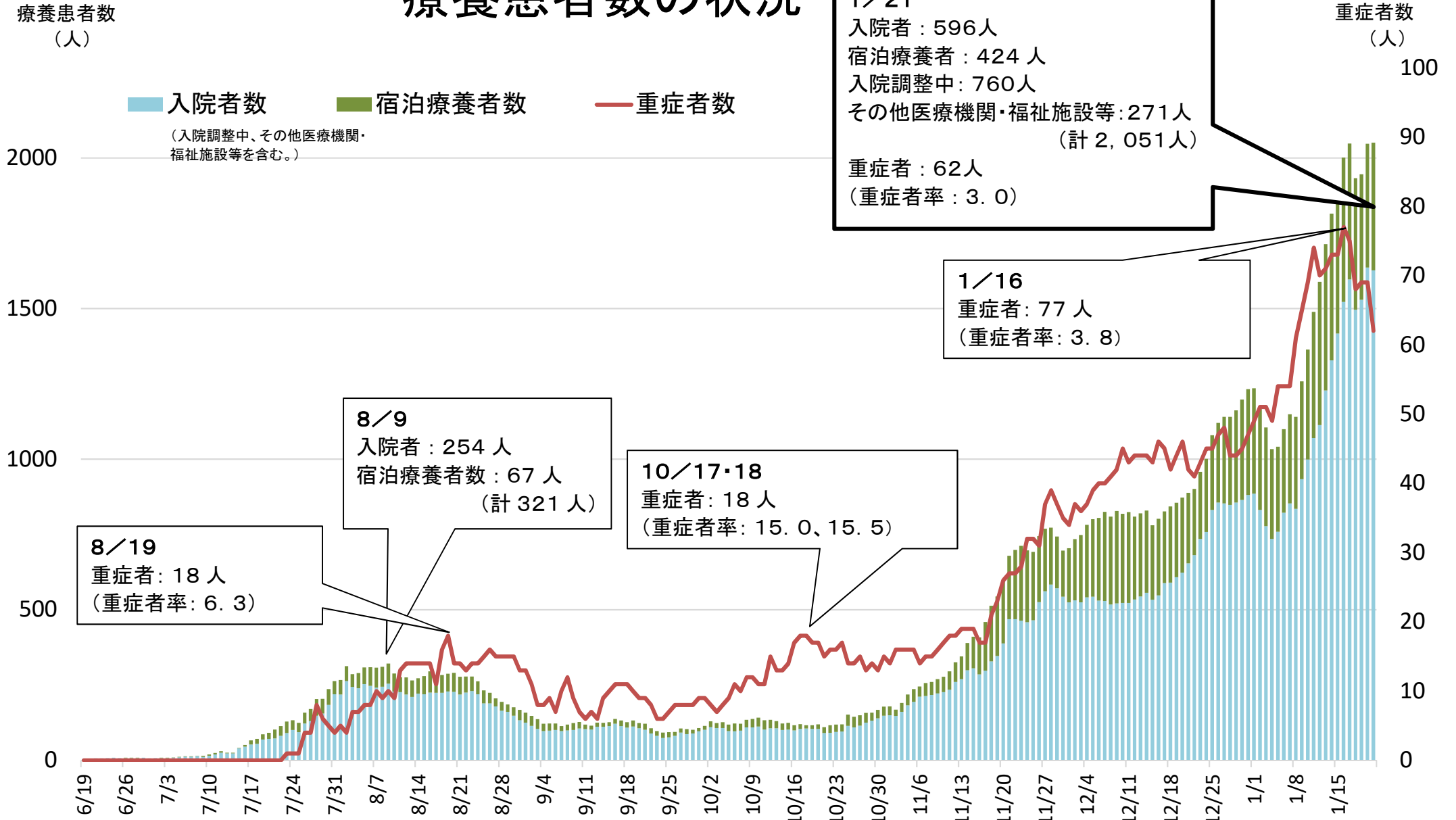
陽性者数の推移



兵庫県 検査件数・陽性数・1週間の陽性率平均の推移 ※民間検査機関等における検査を含む



療養患者数の状況



※重症者率…全療養者数に対する重症者の割合としている。

緊急事態宣言下における追加対策（令和3年1月22日）

1 感染症患者急増対策について

感染者の急増を踏まえ、入院医療体制等の拡充や、円滑な入退院に向けた病院等への「入口」及び「出口」対策を強化。増加している入院調整中の患者への適切な対応を推進

(1) 入口対策

- ① 病床数の拡充
- ② 宿泊療養施設の受入拡充
- ③ 入院調整機能の強化

(2) 出口対策

- ① 症状軽快者の転院等受入促進
- ② 回復者の転院受入促進
 - (ア) 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置
 - (イ) 転院受入医療機関への支援
- ③ 社会福祉施設への回復者の受入促進
 - (ア) 退院基準満了証明(仮称)の発行
 - (イ) 社会福祉施設への退院受入支援の実施

(3) 入院調整者等への対応

- ① 医療機関・社会福祉施設等でのクラスター対策等
 - (ア) 感染管理認定看護師等を派遣し、施設特性に応じゾーニング、防護具着脱訓練の実施
 - (イ) 一般医療機関へのクラスター発生時の空床確保料を支援
 - (ウ) 精神科医療機関への感染者発生時の支援
 - (エ) 社会福祉施設への感染者発生時の支援
- ② 宿泊療養施設の対応強化
 - (ア) 宿泊療養施設の受入対象患者のさらなる弾力運用
 - (イ) 宿泊療養施設への医療チームの派遣
- ③ 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化
 - (ア) 健康観察の強化
 - (イ) 介護・障害福祉サービスを必要とする場合

2 ワクチン接種に向けた組織体制の整備について

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、健康福祉部感染症等対策室に県内医療従事者(約16万人)への優先接種にかかる医療機関との調整、ワクチンの流通調整、市町支援等を担う「ワクチン対策課」を新設(令和3年1月25日設置)

3 感染症対応資金(当初3年間無利子・保証料全額無料)の融資限度額引き上げについて

1月25日から感染症対応資金(当初3年間無利子・保証料全額無料)の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げ

4 感染症拡大防止協力金の支給要件の変更について

特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件について、協力開始日から2月7日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給(但し、定休日は時短営業日数から除く)に変更

新型コロナウイルス感染症患者急増対策について

新型コロナウイルス感染者の急増を踏まえ、入院医療体制等の拡充や、円滑な入退院に向けた病院等への「入口」及び「出口」対策を強化するとともに、増加している入院調整中の患者への適切な対応を推進する。

I 現状及び課題

区分	現状 / 課題
入院病床 (756 床)	・病床使用率の高い水準が継続し、厳しい運用状況 ・退院基準満了者のうち、特に社会福祉施設や自宅から入院した高齢者の退院先確保が困難 ・コロナ治療終了後の一般病院転院や、症状軽快後の宿泊施設への移行の円滑実施が必要
宿泊療養 (988 室)	・受入体制の強化により、宿泊療養室使用率が上昇 ・宿泊療養基準に該当しない高齢者等が入院調整（自宅待機） → 宿泊療養施設の受入対象の弾力化や、施設での一定の医療的対応が必要
入院調整等	・クラスター発生施設での適切な療養に向けた支援の必要 ・入院調整者の増加により、自宅待機者の症状のよりの確な把握や、病状急変への対応など機動的な対応が必要（特に要介護者等への対応）

II 入口対策

1 病床数の拡充

800 床（+50 床）程度の体制構築をめざし、医療機関に病床確保を要請中

2 宿泊療養施設の受入拡充

1,200 室（+200 室）程度の体制構築をめざし、新たな施設の確保に向け交渉中

3 入院調整機能の強化

CCC-hyogo での医師及び調整事務スタッフの充実（看護系大学の教員等の派遣依頼）

III 出口対策

1 症状軽快者の転院等受入促進

①重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進、②入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送促進について、各医療機関へ依頼（1/13 通知発出）

2 回復者の転院受入促進 **（別添 1）**

（1）「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置

当面の間、県病院協会・県民間病院協会に「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進

（2）転院受入医療機関への支援

入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入れ支援を実施

① 期間 緊急事態措置期間中

② 内容 1 名受入れあたり 10 万円（定額：10 千円×10 日間程度）

（参考）回復した患者の転院受入促進

【診療報酬加算・250 点→750 点（12/15～）、・950 点（1/22～）】

3 社会福祉施設への回復者の受入促進 **（別添 2）**

（1）退院基準満了証明（仮称）の発行

県が回復者の退院基準満了証明を行い、（医療機関が交付）、社会福祉施設への円滑な受入を促進

(2) 社会福祉施設への退院受入支援の実施

退院にあたって、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れ支援を実施

- ① 期間 緊急事態措置期間中
- ② 内容 1名受入れあたり10万円（定額：10千円×10日間程度）
（参考）回復した患者の退院受入の通知、定員超過減算不適用(12/25 国通知)

IV 入院調整者等への対応

1 医療機関・社会福祉施設等でのクラスター対策等

(1) 感染管理認定看護師等を派遣し、施設特性に応じゾーニング、防護具着脱訓練の実施

(2) 一般医療機関へのクラスター発生時の空床確保料を支援

陽性患者の受入れを実施する医療機関に対し、重点医療機関並の空床確保料を支援

(3) 精神科医療機関への感染者発生時の支援

感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援

(4) 社会福祉施設への感染者発生時の支援

特別なコロナ対応が必要でない場合、社会福祉施設入所者は当該施設で療養することとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援

- ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円

2 宿泊療養施設の対応強化

(1) 宿泊療養施設の受入対象患者のさらなる弾力運用

医師等の判断により、65歳以上の高齢者等について入院を経ない宿泊療養を試行的に実施

(2) 宿泊療養施設への医療チームの派遣 **(別添3)**

オンコル医師の対応に加え、DMATの仕組み等を活用して医師等の医療チームを派遣し、医療ケアの必要がある患者の受入れ増加により、施設利用を促進し医療機関の負担を軽減

3 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化 **(別添4)**

患者の状況に対応し健康観察を強化するとともに、要介護者には介護サービス確保を支援

(1) 健康観察の強化

① 全自宅待機者への対応

感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談

② 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方への対応

パルスオキシメーター等を活用した看護系大学教員等による家庭訪問等の実施

(2) 介護・障害福祉サービスを必要とする場合

訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給

- ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

令和 3 年 1 月 22 日

回復者の転院受入促進について

新型コロナウイルス感染症患者の急増により入院病床の運用が厳しい状況にあることから、当該感染症から回復した者のうち、他疾患による治療が必要な者の転院受入を当面の間支援することにより、入院対応医療機関の病床を確保し、医療機関の適切な役割分担による、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制の充実を図る。

1 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置

県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した転院支援窓口を設置し、医療機関の地域連携室等と連携のもと、転院受入促進を図る。

(1) 設置期間

令和 3 年 3 月 31 日まで（感染状況を踏まえ次年度以降の継続も検討）

(2) 業務内容

- ① 県が提供する疾患別の医療機関リスト等を参考として、転院受入可能な医療機関の調査及び拡充の働きかけ
- ② 圏域外からの受入患者の転院を中心に、陽性患者受入医療機関からの依頼により、病院情報の提供等を実施

2 回復者の転院受入促進支援事業

入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院により係る経費等に対して転院受入医療機関へ協力金を支給する。

(1) 事業期間

緊急事態宣言下（1月14日（木）～2月7日（日） 25日間）

(2) 支援内容

1名受入れあたり10万円（定額：10千円×10日間程度）

退院基準満了証明書

社会福祉施設の長 様

_____様は、国の定めた新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たしたことを証明する。

退院基準満了日 _____年 ____月 ____日

兵庫県健康福祉部感染症等対策室

室 長 山下 輝夫

(交付医療機関名 _____)

※ 上記の方は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過しました。

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、感染性は極めて低いことがわかっています。

宿泊療養施設への医療チームの派遣について

1 趣旨

宿泊療養施設において、これまでのオンコール医師の対応に加え、DMAT の仕組み等を活用して医師等の医療チームを派遣し、健康管理体制を強化することにより、医療ケアの必要のある患者の受入の増加による施設の利用率向上、入院医療機関の負担軽減を図る。

2 派遣等の概要

(1) 派遣場所 ホテルヒューイット甲子園（西宮市）

(2) 派遣時期 令和3年1月23日（土）～

(3) 派遣手続

- ・ 県から関係医療機関に医療チームの派遣を要請（人選は派遣元病院で行う）
- ・ 派遣元病院は業務として出張・往診の取扱とする

(4) 派遣を求める人員・業務内容等

派遣者	内容	備考
医師・看護師 ・業務調整員	①宿泊療養者の体調の早期判断と急変時の患者対応 ・朝夕の健康観察 ・急変時の対応（発熱者等への診察、服薬（解熱剤、ステロイド等）） ②宿泊療養施設での看護業務に係る指導助言	ホテル内に部屋を確保

(5) 配置時間

- ・ 朝夕に施設を定期訪問（当面は毎日実施）
- ・ 現場滞在は、朝9時前後の1～2時間、夕方17時前後の2～3時間を基本

3 費用負担等

次のとおり対応

経費の種類	対応
人件費・旅費	県から派遣元病院に補助 【人件費の上限（1人1位時間の単価）】 ①医師：7,550円、②医師以外の医療従事者：2,760円、 ③業務調整員：1,560円
宿泊療養施設で用いる 資機材等	・ 個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品は県で準備 ※ やむを得ず病院の携行品等を使用した場合は県から実費相当額を補助 ・ 医療チームが待機等する部屋は県が借り上げ
傷害保険	業務として行うため、公務災害補償又は労働災害補償で対応可能

4 その他

- ・ 当面は本県の基幹災害拠点病院である災害医療センターのDMAT 隊から始め、順次他病院へ拡大
- ・ 急変時の患者受入れ医療機関の拡充について、近隣病院と調整を進める

自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化

1 趣旨

入院調整中のため、自宅待機者待機している者に対して、家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。

2 現在の対応

- (1) 保健師が電話による症状の聞き取りによる健康観察を実施（1回/日）
（項目：発熱、咳、鼻汁鼻閉、咽頭痛、倦怠感、呼吸苦、その他）
- (2) 症状悪化時は、自宅待機者・家族からの健康福祉事務所への連絡（夜間休日は24時間健康相談コールセンター経由）により入院調整等対応

3 今後の対応

(1) 健康観察の強化

ア 全自宅待機者への対応

(ア) 自宅待機中の感染予防等の徹底

自宅待機者向けの過ごし方、同居の家族向けの感染予防についてのリーフレットの配布やホームページへの掲載

(イ) 健康観察アプリによる自己チェック（2回/日：7:00, 15:00）

- ・実施者：自宅待機者または家族
- ・内容：体温測定等、健康観察項目を自己チェックレスマホで入力

(ウ) 電話による健康観察・随時相談

- ・実施者：保健所保健師、状況により県看護協会へ委託
- ・内容：自己チェックの確認と健康観察の実施（2回/毎日）
待機者・家族からの相談対応（随時：休日夜間除く）

イ 年齢や症状等に応じた特別な対応

看護系大学教員等の協力を得て、パルスオキシメーター(貸出)によるチェックなど、健康観察を実施

(ア) 家庭訪問（1回/日）実施

- ・対象者：① 75歳以上または独居の者
② 区分Aに1つでも該当する者

(イ) 家庭訪問（原則1回/2日）実施

- ・対象者：区分Bに1つでも該当する者（上記(ア)を除く）

区 分	A	B
① 発熱	37.5℃以上が2日以上連続 (解熱剤使用含む)	37.5℃以上
② 息苦しさ・頭痛・ 咳・倦怠感等	継続して有り	時々有り
③ 基礎疾患	有り（治療中）	既往有り (治療済又は経過観察中)

※基礎疾患：糖尿病、心不全、高血圧、呼吸器疾患（COPD等）、透析、がん、免疫抑制剤服用のうちいずれか

ウ 健康観察を実施する看護師の募集

- ・看護系大学に対して、家庭訪問による健康観察を実施する教員等を募集
(募集期間：令和3年1月22日～28日)
- ・当面の間は、県職員により実施

(2) 入院調整等

健康観察等の結果、必要であれば、健康福祉事務所または CCC-hyogo で入院調整を実施

(3) 自宅待機中に介護・障害福祉サービスを必要とする場合

ア 既にサービスを利用している者

訪問介護等既に利用している事業所等によるサービスの継続、もしくは代替サービスの確保等により、生活を維持するために最低限必要な支援を実施

イ 新たにサービスを利用する者

市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、サービスを提供

上記いずれの場合も、サービス提供事業所等に対し、必要となるかかり増し経費（衛生用品購入費用、担当職員への手当等）に加え、協力金を支給

- ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

新型コロナウイルス感染症患者の自宅待機にかかる 家庭訪問を行う看護師募集について（依頼）

県では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多数発生しており、医療体制が逼迫していることから、入院調整中のため、自宅待機をしていただく方が増加しています。

ついては、自宅待機者が安心して過ごしていただくために、家庭訪問を行う看護職の派遣について、県内看護系大学に対して募集いたします。

1 募集期間

令和3年1月22日（金）～1月28日（木）

2 募集内容

- ① 職種 看護職
- ② 派遣場所 県内健康福祉事務所
- ③ 派遣日時 令和3年2月1日（月）～ 当分の間
上記期間のうち可能な日時
- ④ 業務内容 自宅待機者への家庭訪問による健康観察
※感染予防対策のもと、実施していただきます
- ⑤ 謝金・交通費を支給します

3 申込み

別紙により、大学単位で申し込んでいただきますようお願いいたします。

- 申し込み先：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課
- 申し込み方法：下記の問い合わせ先にメール、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 中前、山下
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711（内線 3250）
FAX 078-362-3913
E-mail hokenshido@pref.hyogo.lg.jp

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた組織体制の整備について

1 感染症等対策室の体制整備

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、健康福祉部感染症等対策室に県内医療従事者（約16万人）への優先接種にかかる医療機関との調整、ワクチンの流通調整、市町支援等を担う「ワクチン対策課」を新設するとともに、ワクチン対策課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置【令和3年1月25日、課及び参事はダブルポストとして設置】

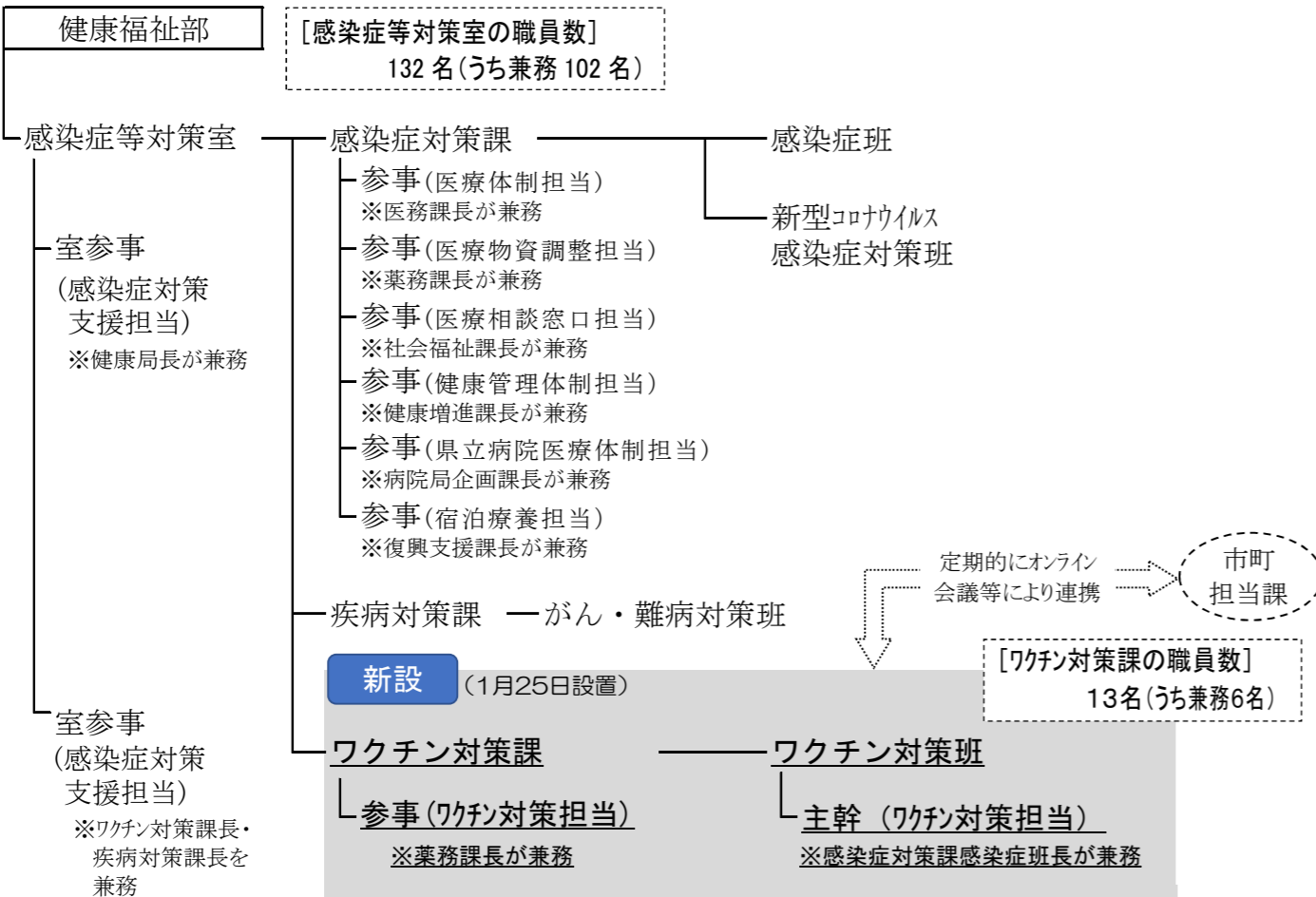
2 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の体制整備

ワクチン対策課の設置に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局対策局に「ワクチン対策班」を設置

【ワクチン接種における役割分担】

区分	役割
国	・接種順位の決定 ・ワクチンの一括購入 ・接種の推進等に係る財政的措置 ・流通量等をクラウド上で把握する「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の整備 等
県	・医療従事者への優先接種 ・ワクチンの流通調整 ・市町支援 ・専門的相談対応 等
市町	・高齢者への優先接種 ・その他住民への接種 ・ワクチン接種券の配付 ・住民への接種勧奨 ・接種手続等に関する一般相談対応 等

【ワクチン対策課の組織体制】



【ワクチン対策課が担う業務】

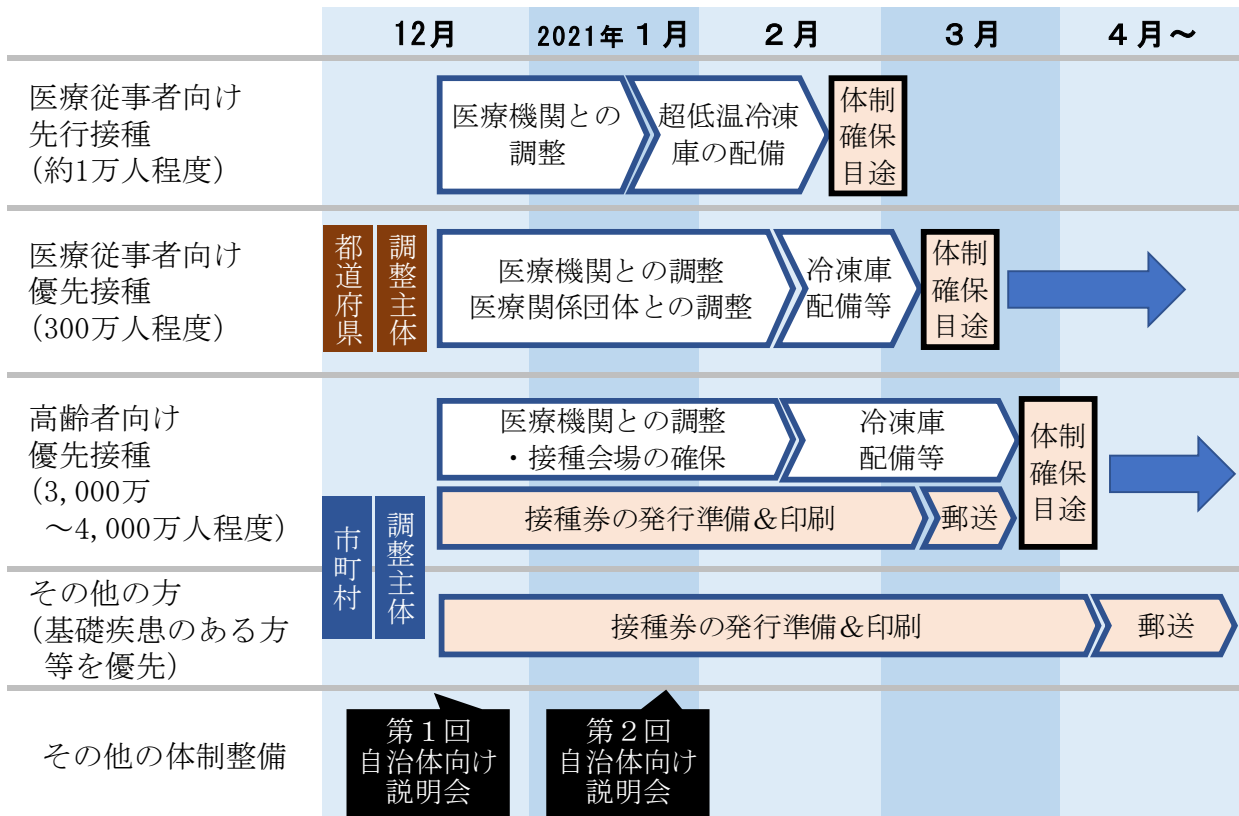
医療従事者への優先接種	・医療機関や関係団体等との調整 ・超低温冷凍庫の配置施設の調整 ・接種予定者リストの作成 ・接種会場の確保調整 等
ワクチンの流通調整	・ワクチン卸売業者との調整 ・ワクチン流通量の調整 ・ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（※）の入力・システム管理 等 （※）国・県・市町が割当量や接種実績等を入力するシステム
市町支援	・接種会場等に関する広域調整 ・助言、連携、情報共有 等
専門的相談	・専門的相談の実施（総合案内、副反応等相談、専門相談等） ・コールセンターの設置・運営
その他	・ワクチン接種等に関する広報 等

※業務委託による実施も検討

1 国・県・市町の役割分担

区分	役割
国	・接種順位の決定 ・ワクチンの一括購入 ・接種の推進等に係る財政的措置 ・流通量等をクラウド上で把握する「ワクチン接種円滑化システム (V-SYS)」の整備 等
県	・医療従事者への優先接種 ・ワクチンの流通調整 ・市町支援 ・専門的相談対応 等
市町	・高齢者への優先接種 ・その他住民への接種 ・ワクチン接種券の配付 ・住民への接種勧奨 ・接種手続等に関する一般相談対応 等

2 ワクチン接種体制の構築スケジュール



※接種順位は現在の国の検討状況に基づく

3 ワクチンの特性 (1月20日時点での想定)

区分	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
規模	1.44億回分 7.2千万人×2回接種	1.2億回分 6千万人×2回接種	5千万回分 2,500万人×2回接種
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2~8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位	195バイアル (1,170回分)	10バイアル(100回分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回分)
バイアル開封後の保存条件	(室内で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたものを以降) 室温で6時間 2~8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたものを以降) 室温で6時間 2~25°Cで6時間 (解凍後の再凍結は不可) 希釈不要

※ワクチンは全て薬事承認前であるため、予定の情報

新型コロナウイルス感染症対応資金（当初3年間無利子・保証料全額無料）の 融資限度額引き上げについて

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症に関する融資制度を創設しその充実を図ってきました。

去る1月18日(月)、国会での菅内閣総理大臣による所信表明演説において、年末以降の新型コロナウイルス感染症の影響の広がりや深刻さを踏まえ、官民の金融機関による無利子・無担保融資に十分な資金を用意し融資限度額を引き上げることが発表されました。

本県では、速やかにこれに対応することとし、1月25日(月)から新型コロナウイルス感染症対応資金（当初3年間無利子・保証料全額無料）の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げます。

適用期間：令和3年1月25日から5月31日融資実行分まで
※令和3年3月31日までの保証申込が必要

資金名	融資実行期限	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 新型コロナウイルス対策貸付	R2.2.25～ R3.3.31	セーフティネット(SN)保証の別 枠利用		0.7% (0.8%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
② 経営活性化資金	R2.3.16～ R3.3.31	迅速な融資審査	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	金融機関所定 (0.8%※)	5,000万円	10年(1年) 以内
③ 借換等貸付		県制度融資の借換				
④ 新型コロナウイルス危機対応貸付	R2.3.16～ R3.3.31	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.7% (0.8%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
⑤ 新型コロナウイルス感染症 対応資金(無利子・無保証料)	R2.5.1～ R3.5.31	最大で当初3年間無利 子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	4,000万円 ↓ 6,000万円	10年(5年) 以内
家賃等つなぎ融資	同上	同上	同上	同上	法人:600万円 個人事業主 :300万円	同上
⑥ 新型コロナウイルス感染症 保証料応援貸付	R2.6.22～ R3.3.31	⑤の限度額超の資金ニ ズに対応	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.7% (0.0%)	5,000万円	10年(2年) 以内

※SN保証・危機関連保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給要件の変更について

緊急事態措置による営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者に対する協力金については、原則、県が要請する全ての期間、時短営業に協力していただいた店舗単位に支給することとしていますが、感染拡大防止の観点から、特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件を変更します。

<特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件>

現 行	変 更 後
遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業をしていること (但し、定休日は時短営業日数から除く)	<u>協力開始日から2月7日まで継続して要請に応じていただければ、時短営業をした日数に応じて支給</u> (但し、定休日は時短営業日数から除く)

【参考】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の概要

項 目	内 容
対 象 者	県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者
支給要件	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給 ※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要
要請期間	令和3年1月14日(木)~2月7日(日) [25日間]
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている飲食店(酒類を提供する店に限定しません)
支 給 額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※要請期間が終了した2月8日以降、受付開始。

ホテル・旅館での飲食提供に係る 営業時間短縮要請の対象について

1 考え方

ホテル・旅館の使用制限については、「集会の用に供する部分」に限り、20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時～19 時まで）の協力を依頼する。

ただし、感染リスクが高いと指摘される「飲食の営業」が行われている場合は、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく営業時間の短縮を要請する。

なお、宿泊客のみの利用は、「宿泊を目的とする利用」の一環であるため、特措法に基づく営業時間の短縮の要請は行わない。

2 具体的な取扱区分

飲食店に相当する施設が、特措法に基づく営業時間短縮要請の対象となる。

施設区分	利用者	特措法に基づく 時短要請※	備考
ホテル・旅館の 集会の用に供する部分 （宴会場、大広間 等）	宿泊客以外も 利用	対 象	・「飲食営業を行わない」施設は、特措法 によらず協力を依頼
	宿泊客のみ	対象外	
ホテル・旅館内のレストラン、 バー、カラオケ 等	宿泊客以外も 利用	対 象	
	宿泊客のみ	対象外	

※「対象外」の場合も、20 時までの営業時間の短縮（酒類の提供は 11 時～19 時まで）の協力を依頼

〔特措法に基づく営業期間短縮の要請〕

次の施設について 20 時までの営業時間短縮（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を要請

- ① 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
- ② 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

緊急事態措置等について

本県では年明け以降、感染が急拡大し、医療提供体制が逼迫していることから、1月9日、京都府、大阪府とともに、国に対し緊急事態措置を実施すべき区域への追加を要請し、同月13日に区域に追加された。

緊急事態措置等として以下の取組を実施する。

1 区域

兵庫県全域

2 期間

令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで

3 要請・働きかけの内容

(1) 施設の使用制限

- ①飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請
※協力金の支給 支給額：1日あたり6万円/店舗×時短営業日数
財 源：国負担80%、
県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3
- ②劇場、集会場、運動施設、遊技場など特措法施行令第11条施設については、特措法によらず20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかける。

(2) 外出自粛

不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請

(3) 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの推進を要請

(4) イベントの開催制限

イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保

4 その他

飲食店等への営業時間短縮等の徹底を図るため、市町、警察、消防等と連携し、見回り活動を実施

緊急事態宣言に伴う感染拡大防止啓発活動の実施状況

	自動車啓発	街頭啓発	メディア発信	その他
市 町 ※神戸、 尼崎、 西宮の 取組例	○主要駅周辺を中心 に、市内一円の 広報車による呼 びかけ	○主要駅周辺、繁華街 での県民センター、警察 署、消防署との連携 による呼びかけ	○屋外拡声器、戸別受信 機、SNS、HP、ひょうご 防災ネットによる呼びか け ○市内連絡板等へのポス ターの掲示 ○コミュニティ FM によ る啓発放送	○生田神社からド ローンのスピーカーに よる呼びかけ ○モザイク大観覧車 の電光によるメ ッセージ発信
消 防	○消防車両による、 市町内の繁華街・ 飲食店周辺での 呼びかけ	○消防署員による、駅、 繁華街周辺での呼び かけ	○消防庁舎のデジタル サイネージ等を活用 した啓発	○店舗の消防検査 時の感染防止対 策実施の呼びか け
警 察	○地域部による県下全域の繁華街等 での、警戒活動を通じた声かけ、広報 啓発活動、パトロール等		○交通部による交通情 報媒体を活用しての 広報活動 ○総務部による本部電 光掲示板を活用して の広報活動	
県民局・県 民センター ※別紙参照	○広報車による管 内を巡回した呼 びかけ ○災害時緊急車両 (2tトラック)の荷台 に「緊急事態宣言 発令中」の表示を 行い、管内を巡回 した呼びかけ	○市や警察と連携した 主要駅、繁華街等 での職員による呼 びかけ ○関係機関へのポス ターの掲出、チラシ配布の要請 ○スーパー・ショッピングセンター 等への店内放送	○主要駅や県民局・県民 センター庁舎でのデジタルサ イネージを用いたメッセ ージ放送 ○ラジオ番組やコミュニティFM、 ケーブルテレビでのメッセ ージ放送 ○タウン誌への注意喚起文 の掲載 ○庁内放送及び庁舎 での啓発動画の放映	○百貨店・庁舎等 の懸垂幕・横断 幕を掲出 ○NPO 等関係団体 への知事メッセ ージ配布 ○管内県立高校等 での、感染予防 の講義
本 庁	○広報車による週 末の夕方～夜の 神戸(三宮～新開 地)、西宮、芦屋、 尼崎、姫路の駅周 辺での呼びかけ (広報戦略課)	○県職員(客引き行為 等防止指導員)、生田 署員及び県警生活安 全企画課員による三 宮北部地域での声か け(地域安全課) ○イオン・コブ神戸での館 内放送	○ミント神戸、センター街、国際 会館等の大型モニター での啓発動画の放映 (120回/日) ○「県民だよりひょう ご」臨時号の発行	

住民への感染拡大防止啓発の実施状況について

県民局・ センター名	取 組 内 容
神 戸	<ul style="list-style-type: none"> ○JR三ノ宮駅等での職員による街頭啓発（1/14～） 内容：JR三ノ宮駅西口南交差点・大丸神戸店前交差点等の繁華街において、20時以降の不要不急の外出自粛・感染防止対策の徹底を呼びかけ（1月15日以降は、毎週金曜日に実施） ○自動車による啓発（1/18～） 内容：広報戦略課作成「呼びかけメッセージ」を放送し昼間に市内を巡回 ○デジタルサイネージによる啓発（1/15～） 内容：地下鉄三宮駅及び新長田合同庁舎のデジタルサイネージを用いたメッセージ放映を神戸市に依頼して実施 ○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信（随時）
阪神南	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発（1/14・15・22・29・2/5） 内容：阪神尼崎駅など尼崎市内4駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ ○自動車啓発（1/21～2/3） 内容：公用車2台で管内全域において県作成「呼びかけメッセージ」を活用し啓発 ○コミュニティFMでの注意呼びかけ（1/15・19・22・29・2/5） 内容：FM尼崎（尼崎市エリア）、さくらFM（西宮・芦屋エリア）で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ ○管内関係機関へのポスター掲出要請（1/18～） 内容：商工会議所会館等10カ所、美術館等16カ所において知事メッセージ「感染拡大防止徹底要請」等をポスター化して掲出を要請 ○管内関係機関を通じたチラシの配布要請（1/18～） 内容：商工会議所等を通じて企業等へ「感染拡大防止徹底要請」チラシの配布を要請 ○庁舎屋外掲示板による啓発（1/18～） 内容：緊急事態宣言発出中である旨を掲出 ○管内新聞社支局への訪問周知（1/18～20） 内容：不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等の報道を依頼

<p>阪神北</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広報媒体を活用した啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティFMで呼びかけメッセージ放送(1/14～2/7) ・ケーブルテレビでのメッセージ映像放送(準備中) ・サンケイリビング(阪神版)に注意喚起掲載(1/29) ○管内市町への協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等市町施設への知事メッセージ掲示を依頼(12月より継続) ・自動車啓発や自治会掲示板への知事メッセージ掲示を依頼(1/13～) ○管内の中間支援NPOから会員等に知事メッセージの配付を依頼(1/14) ○管内のJC理事長に会員への感染防止対策徹底を依頼(1/8～) ○管内の食品衛生協会に協力依頼(1/20) ○庁内放送及びポスター掲示(1/14～2/7) ○県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ(1/13～) ○イベント、会合等での知事メッセージの配付(12月より継続)
<p>東播磨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○JR加古川駅前・加古川総合庁舎等での懸垂幕・横断幕の掲示(1月下旬) <p>内容:加古川ヤマトヤシキや加古川総合庁舎、管内市町庁舎に懸垂幕・横断幕を掲示し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を啓発</p> ○神戸新聞への健康福祉事務所長インタビュー記事掲載(1/20 記事掲載) <p>内容:保健所等の取組状況や今とるべき正しい感染予防対策を情報提供し、新聞記事への掲載等を通じて県民に対策の徹底を周知。</p> ○県民局情報番組「ひがタン!」等での啓発(1月下旬～) <p>内容:地元ケーブルテレビ局(BAN-BANネットワークス株式会社)と連携し、県民局情報番組「ひがタン!」や同局ラジオ番組等で感染予防の啓発を随時行う。</p> ○管内県立高校等への感染予防の講義(1/18～1/22) <p>内容:高校生等に対して、県民局長が新型コロナの感染予防を講義し、注意喚起を実施。(実施場所:管内の全県立高校、兵庫大学、いなみ野学園)</p> ○管内スーパー等での店内放送・啓発ポスターの掲示依頼 <p>内容:管内のスーパー等(マルアイ、ニッケパークタウン、加古川ヤマトヤシキ、にじいろふぁ～みん等JA直売所)に対して、感染拡大防止の徹底を呼びかける店内放送及び啓発ポスターの掲示を依頼。</p> ○管内企業への商工会議所等を通じた啓発依頼(1/15) <p>内容:管内商工会議所、商工会に対し、「感染拡大防止徹底要請」ポスターの事務所内での掲示や、会員企業への周知を改めて依頼。</p> ○自動車啓発(随時) <p>内容:公用車により不要不急の外出自粛、感染防止対策徹底を呼びかけ。</p> ○県民局ホームページトップ画像に「新型コロナウイルス緊急事態宣言発令中」と記載 ○庁内放送及び啓発ポスター掲示による、来庁者への啓発(継続実施) ○管内市町への協力依頼(1/13～) <p>内容:管内市町の首長に対して啓発への協力を依頼。首長による防災無線での住民への呼びかけなど各種対応を検討中。</p>

北播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご安全の日のつどい「地域のつどい」でのパネル掲示(1/18～22) ○ひょうご防災ネット(メール)による呼びかけ(1/14～2/7(週1回)) ○管内の道路情報板での周知情報の表示(1/15～2/7) ○庁舎内における庁内放送及びポスターの掲示(1/14～2/7) ○庁舎内での外出自粛等を呼びかける動画の放送(入手後～2/7)
中播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○中播磨県民センターホームページトップ画像に「新型コロナウイルス緊急事態宣言発令中」と記載 ○公用車により「県作成呼びかけメッセージ」を放送しながら、館内を巡回(毎週火・金曜日 計6回) ○公用車へ「新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令中」と記載したボディパネルによる啓発(20台) ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送(1/22) ○山陽百貨店壁面に、懸垂幕を掲示(1/23～2/7) ○姫路総合庁舎(東側壁面)に懸垂幕を掲出(1/26(予定)～) ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ(毎日1回)
西播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事、消費者団体等を通じた知事メッセージの周知・配布(1/15～) ○県民局ホームページ(局長メッセージ)での感染防止対策徹底の呼びかけ(1/14) ○ひょうご防災ネットでの感染防止対策徹底の呼びかけ(1/14～) ○自動車啓発(1/15～) ○庁内放送(光都、龍野)による来庁者等への呼びかけ(1/15～) ○管内の道路情報板を利用した呼びかけ(1/18～) ○ラジオ関西及びKiss FM KOBE番組内での感染拡大防止啓発メッセージの呼びかけ(ラジオ関西:1/21～1/25(計4回)、Kiss FM KOBE:1/28(1回))
但馬	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車による自動車啓発(1台、1/18～2/7(土日含む)) ○但馬県民局管内の道路情報板での呼びかけ(1/15～) ○但馬県民局管内のJR駅での「ひょうごスタイル」ポスターの掲出 ○地域コミュニティFM(FMジャングル)での呼びかけ(1/15～) ○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送及び知事メッセージの掲示(1/14～) ○イベント、会合等での知事メッセージの配布 ○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映(1/15～)

<p>丹 波</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○JR駅内での職員による該当啓発（1/15～毎週金曜日） 内容：JR駅内（篠山口駅、柏原駅等）において、各事務所と連携し、都市部からの通勤者に向け、チラシ配布により不要不急の外出自粛、対策の徹底を呼びかけ（初日は神戸新聞、丹波新聞による取材あり） ○庁舎内における啓発（1/14～） 内容：柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、緊急事態宣言発出中である旨の庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映 ○JR駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出（1/14～） ○ラジオ番組による注意呼びかけ（1/18・19・25・26・28・2/1・2・4） 内容：FM「805 たんば」及びラジオ関西「ラジオで辿る光秀ゆかりの兵庫丹波」において対策の徹底を呼びかけ ○ホームページ等による啓発（1/13～） 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ ○各市へ啓発依頼・実施（1/14～） 内容：防災行政無線（全戸配布）、有線、メールによる周知 ○管内商業地等を中心とした公用車による啓発（1/22～） ○イベント、会合等での知事メッセージ配布（1/14～）
<p>淡 路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時緊急車両（2tトラック）の荷台に「緊急事態宣言発令中」の表示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回（1/15～） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけと各コールセンター連絡先の周知（1/14～） ○県民局HP（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（1/14～） ○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及びポスターの掲示による注意喚起（1/14～毎日） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（1/18～） ○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（1月下旬） ○管内の関係団体に対し、所属企業等へ「感染拡大防止徹底要請」の知事メッセージの配付を依頼

緊急事態宣言下の県下市街地における飲食店の 営業時間短縮要請に対する協力状況調査結果

【令和3年1月21日 20時30分時点】

	地区名	対象店舗数	協力店舗数	調査結果 (協力状況)	報告県民局・センター
1	三宮地区	2,980	2,781	93%	神戸県民センター
2	阪神尼崎駅周辺地区	300	290	97%	阪神南県民センター
3	阪急伊丹駅周辺地区	300	289	96%	阪神北県民局
4	J R加古川駅周辺地区	233	233	100%	東播磨県民局
5	姫路魚町地区	480	430	90%	中播磨県民センター
6	J R豊岡駅周辺地区	33	※ 33	100%	但馬県民局

※は実際に回って閉店を確認したもの

それ以外は対象地区を目視し、飲食店営業許可数に応じて推計したもの

【概 況】県内の人出の状況

【前年同月比】

概ね減少（全体で8時は7%、15時は13%、20時は42%減）

8時は10区域中6区域で減少（三宮は19%、姫路は19%減）

15時は10区域中8区域で減少（三宮は22%、姫路は19%減）

20時は10区域すべてで減少（三宮は59%、姫路は47%減）

【前回宣言中比】

概ね増加（全体で8時は15%、15時は28%、20時は26%増）

8時は10区域中6区域で増加（三宮は30%、姫路は51%増）

15時は10区域中7区域で増加（三宮は53%、姫路は89%増）

20時は10区域中7区域で増加（三宮は55%、姫路は101%増）

【増減率】各区域の増減率（+30%以上 ▲30%以上）

調査区域	区分	8時 (通勤時間帯)	15時 (日中)	20時 (夜間)
①三宮駅周辺	前年同月比	▲19%	▲22%	▲59%
	前回宣言中比	+30%	+53%	+55%
②阪神尼崎駅周辺	前年同月比	▲7%	▲8%	▲27%
	前回宣言中比	+15%	+25%	+23%
③川西能勢口駅周辺	前年同月比	▲3%	▲11%	▲17%
	前回宣言中比	+20%	+31%	+40%
④明石駅周辺	前年同月比	▲6%	▲12%	▲34%
	前回宣言中比	+20%	+23%	+24%
⑤志染駅周辺	前年同月比	+3%	+7%	▲12%
	前回宣言中比	▲8%	+3%	▲2%
⑥姫路駅周辺	前年同月比	▲19%	▲19%	▲47%
	前回宣言中比	+51%	+89%	+101%
⑦イオン竜野店周辺	前年同月比	0%	▲6%	▲4%
	前回宣言中比	▲10%	▲5%	+1%
⑧豊岡駅周辺	前年同月比	+1%	▲6%	▲10%
	前回宣言中比	+4%	+6%	0%
⑨丹波篠山市役所周辺	前年同月比	▲6%	▲10%	▲4%
	前回宣言中比	▲2%	▲2%	▲4%
⑩洲本市役所周辺	前年同月比	+6%	+2%	▲5%
	前回宣言中比	▲3%	▲6%	+4%
全 体	前年同月比	▲7%	▲13%	▲42%
	前回宣言中比	+15%	+28%	+26%

※ 前年同月比：R3年1月19日/R2年1月（平日平均）

※ 前回宣言中比：R3年1月19日/R2年4月16日～R2年5月15日（平日平均）

データ元：モバイル空間統計®

データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング

【概況】三宮駅周辺における若年層（20・30代）の人出の状況

・三宮駅周辺では20・30代の割合が、
 8時：37% / 15時：41% / 20時：48%
 であり、日中・夜間の若年層の人出のシェアが多い。
 (昨年1月との比較では、全世代において、シェアの大きな変動は見られない。)

【世代割合】時間帯ごとの各世代の割合

・ 8時

	15歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～
令和3年 1月19日(火)	6%	19%	18%	21%	18%	11%	7%
令和2年 1月平均(平日)	7%	19%	18%	21%	17%	11%	6%

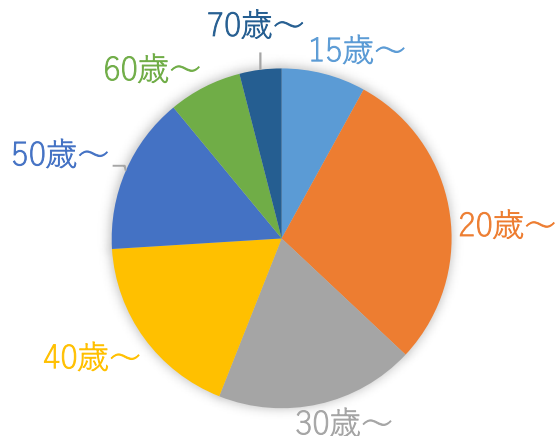
・ 15時

	15歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～
令和3年 1月19日(火)	7%	23%	18%	19%	16%	10%	6%
令和2年 1月平均(平日)	8%	23%	17%	18%	15%	11%	8%

・ 20時

	15歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	70歳～
令和3年 1月19日(火)	8%	29%	19%	18%	15%	7%	4%
令和2年 1月平均(平日)	9%	31%	17%	17%	15%	7%	3%

令和3年1月19日(火) 20時



データ元：モバイル空間統計®
 データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング

コールセンターの受付状況について

1. 営業時間短縮・協力金コールセンター相談状況

	相談件数	内 訳				
		対象地域	対象業種・ 業態・時間	日数の 算定基準	申請書類・ 方法	その他
1月9日 土	421	55	154	32	167	13
1月10日 日	387	25	122	58	161	21
1月11日 月	473	15	168	46	189	55
1月12日 火	433	52	210	28	109	34
1月13日 水	438	23	220	53	101	41
1月14日 木	409	9	179	31	167	23
1月15日 金	389	7	162	41	148	31
1月16日 土	225	2	94	37	74	18
1月17日 日	139	0	48	27	54	10
1月18日 月	331	2	136	34	114	45
1月19日 火	287	0	103	18	139	27
1月20日 水	250	1	94	14	115	26
1月21日 木	234	0	84	14	105	31
計	4,416	191	1,774	433	1,643	375
	100.0%	4.3%	40.2%	9.8%	37.2%	8.5%

2. 緊急事態措置コールセンター相談状況

	相談件数	内 訳				
		協力金手続・ ポスター入手等	要請対象の 問い合わせ	外出自粛等	コロナ追跡 システム	その他
1月14日 木	171	104	27	9	11	20
1月15日 金	163	107	13	9	16	18
1月16日 土	48	26	4	3	1	14
1月17日 日	17	9	4	1	2	1
1月18日 月	109	56	13	2	12	26
1月19日 火	71	38	4	1	11	17
1月20日 水	59	19	6	0	6	28
1月21日 木	47	22	1	1	5	18
計	685	381	72	26	64	142
	100.0%	55.6%	10.5%	3.8%	9.3%	20.7%

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に実施区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置を実施すべき区域となったことから、本方針に基づき、感染拡大防止や県民の生活・経済の安定に向け、以下の緊急事態措置を実施する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間 緊急事態措置実施期間 令和3年1月14日～令和3年2月7日

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

- 現在、重症対応116床、中軽症対応640床の計756床を確保しており、運用病床についても順次拡大していく。
- 医療機関にさらなる病床確保（800床程度〔+50床〕）を要請している。

【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
目安 （新規陽性患者数 （1週間平均））	10人未満	10人以上 （警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応	
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度	750床程度～ うち重症120床程度～
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度	1,000室程度～

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。

- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- 重症病床の円滑な運用に向け、看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保を支援するほか、標準治療及び重症化時の転院の目安の周知により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図る。
- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、緊急事態措置期間中、転院受入れ支援（1名受入れあたり10万円）を実施する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 精神科医療機関に対して、感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 精神科医療機関への感染者発生時の支援として、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 現在、宿泊療養施設について1,000室程度（7施設）での運用を行っている。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図るとともに、1,200室（+200室）程度の体制構築をめざし、新たな施設の確保に向け交渉している。
- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 無症状者については、医師の判断により入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者（咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等）についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行うこととし、引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。
- オンコール医師の対応に加え、DMATの仕組み等を活用して医師等の医療チームを特定の宿泊療養施設に派遣し、医療ケアの必要がある患者の受入れ増加を図る。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 医師（統括DMAT等）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化

○入院調整中のため、自宅待機している者に対して、家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。

〔全自宅待機者〕

・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応を行う。

〔特に注意が必要な方〕

・パルスオキシメーター等を活用した看護系大学教員等による家庭訪問等を行う。

(5) 外来医療体制の強化

○帰国者・接触者外来を75機関設置している。

○各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

○インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関1,070ヶ所を指定した。今後も指定を進める。

○県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。

特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(6) 検査体制の強化

○衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、4,050件/日の検査件数を確保している。

○保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について8ヶ所開設している。今後も状況に応じて地域と協議を行う。

〔 神戸市（6/8～）、姫路市（7/3～）、西宮市（8/18～）
東播磨圏域（8/28～）、淡路圏域（9/1～）、阪神圏域（10/1～、10/6～、12/1～） 〕

○濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。

○医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。

特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。

○国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。

○県立健康科学研究所において、感染状況を踏まえ、PCR検査試薬15,000件分を順次購入する。

○抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。

○抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

○ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。

【PCR検査体制】

区 分		検査能力 (件)
衛生研究所等	兵庫県	700
	保健所設置市	685
	小 計	1,385
民間検査機関		1,430
医療機関		1,235
合 計		4,050

(7) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに医療機関に代わり県において保管することとしていた概ね6ヶ月分の使用量相当についても確保を完了した。
- 発熱等診療・検査医療機関に対しては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっているが、状況に応じて県からも提供する。

(8) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日〔年末年始：24,000円/日〕）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

(9) 救急医療等地域医療体制の確保

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保（待合室の整備・新たな入口整備）や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理（検査経費）など、診療体制の確保を支援する。

- ・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

- ・支援金の給付

区分	金額
99床以下	20,000千円
100床以上	30,000千円

※100床ごとに10,000千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000千円加算

- 救急・周産期・小児医療機関において、9月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199床以下1,000万円、+200床ごとに200万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。
- 病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金 額
病院(救急等以外)	2,000 千円/箇所
	50 千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000 千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000 千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700 千円/箇所

- 医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

(10) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。
令和2年7月14日にコールセンターを開設し、令和2年8月3日から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受け入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

(11) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

(12) 保健師バンクの機能強化

- 新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(13) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所(自宅など)での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター(健康福祉事務所・保健所等)への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(14) 風評被害対策等

○次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。

- ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
- ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

(15) ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携、調整して準備を進める。

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

① 教育活動

本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。本県が緊急事態措置を実施すべき期間（令和3年2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行わない。

また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

○感染防止対策

- ・感染のリスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。 など

② 部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。また、活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

○令和3年2月7日までの間（本県が緊急事態措置を実施すべき期間）は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③ 心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者(濃厚接触者及び関係者を含む)の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに、広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を令和2年5月16日に解除
- ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
- ・各大学に対し、知事メッセージの学生への周知を要請

(県立大学)

- ・令和2年5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・令和2年6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業(令和2年10月1日)から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を実施

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金(20万円(住民税非課税世帯の学生)又は10万円(左記以外の学生))を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給(急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象)
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金(月3万円)の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充(入学金等の対象追加)、家計急変時の授業料等減免(急変後の所得見込により判定(4人世帯の場合は約500万円未満が目安)、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校(幼小中高・専修学校・各種学校)

○設置者に対して、感染拡大を予防するため、感染状況を踏まえた教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。

○高専、専修学校・各種学校に対し、知事メッセージの学生への周知を要請する。

○私立専門学校の授業料減免の支援(減免額の1/3)を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

県立施設については、本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加されたことを踏まえ、20 時までの営業時間の短縮など感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設等に対しては、感染防止対策の徹底を要請するとともに、民間施設については、働きかける。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限（屋内、屋外ともに 5,000 人以下。人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の 50% 以内）
ただし、適用日以前に販売している公演については対象外とし、50%以上の収容率でも開催可（適用日以降は 50%以上販売している公演は追加販売不可、50%未満の公演は継続販売可）
- ・20 時までの開館時間短縮
ただし、適用日以前に販売している公演については対象外とし、20 時以降の終演でも可
- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低 2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。
- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり 10 万円）を支給する。
- 特別なコロナ対応が必要でない場合、社会福祉施設入所者は当該施設で療養することとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者 30 人規模、健康管理 30 日間で想定した場合 概ね 750 万円

○訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。

・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	500 千円/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。令和2年7月14日にコールセンターを開設し、令和2年8月3日から県ホームページに申請案内を掲載し、国保連において申請の受付を行っている。

・介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

・児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・屋内運動施設は、令和3年1月14日から令和3年2月7日までの間、20時までに営業を終える。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項）

- 次の事項を県民に要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出を自粛すること※（飲食店等への巡回等による呼びかけを実施）
- ※令和3年1月14日から令和3年2月7日までは、法第45条第1項による。
- 特に、緊急事態宣言対象地域など感染拡大地域への往来は自粛すること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等
- 特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談すること
- ・冬期を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと

〔飲食等〕

- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・飲食店を利用する場合には、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにすること

〔追跡システム・接触確認アプリの利用〕

- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- ・特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」を登録すること

7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

- 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（できるだけ2m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。
＜開催の目安＞（令和3年1月14日～令和3年2月7日まで）
 - ・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
※但し、1/14時点でチケット販売済分には適用しない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。

8 施設の使用制限等

- 施設管理者に対して、営業時間の短縮を要請【令和3年1月14日～令和3年2月7日】
(施設の種類)

飲食店	飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店（ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く）

(内容)

20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供

(協力金)

1日あたり6万円／店舗×時短営業日数 [負担割合 国80%、県市20%]

※協力開始日から令和3年2月7日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給（但し、定休日は除く）

<特措法によらない働きかけを行う施設>

<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館または図書館 ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） 	<p>次のことを働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く）（※） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く） ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く） 	<p>次のことを働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

9 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進
 - ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、
休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
 - ・県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を臨時的に5カ所開設（期間：令和3年1月19日～令和3年2月5日、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎）

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 1 兆円→1 兆 3 千億円
- ・ 6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料)(R2.5.1～R3.5.31)	6,000 万円	当初3年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2.6.22～ 3,000万円→4,000万円 R3.1.25～ 4,000万円→6,000万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600万円 個人事業主：300万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金(R2.6.22～R3.3.31)	5,000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0.8%を県が全額補助、利率 0.7%
経営活性化資金(R2.3.16～R3.3.31)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付(R2.3.16～R3.3.31)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付(R2.3.16～R3.3.31)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付(R2.2.25～R3.3.31)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・ 国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・ 令和 2 年 5 月 7 日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加
- ・ 対象者の創業日要件を R2. 3. 31 以前まで拡大

【令和 2 年 5 月 6 日までの休業】 給付額：中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 30 万円、個人 15 万円)

※休業期間に応じて給付額は異なる

【令和 2 年 5 月 7 日以降の休業】 給付額：中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 10 万円、個人 5 万円)

イ 持続化給付金の活用（令和 3 年 2 月 15 日まで受付）

対象：売上が 50%以上減少した事業者、金額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円(上限)

ウ 家賃支援給付金の活用（令和 3 年 2 月 15 日まで受付）

対象：売上が 50%以上減少(又は連続 3 ヶ月で 30%以上減少)した事業者
金額：法人@100 万円× 6 月、個人@50 万円× 6 月（上限）

エ 雇用調整助成金の活用

- ・令和2年4月1日から令和3年2月28日まで特例措置により拡充
 - a) 助成率引上: 大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5 (解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
※緊急事態宣言に伴う時短要請に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大10/10まで引き上げ
 - b) 助成上限額引上: 一人あたり8,330円/日→15,000円/日
 - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

休業中に賃金の支払いを受けることができなかつた中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。

カ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援 (支給終了)

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

(参考: 国制度) 小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠 (コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限50万円・補助率2/3	上限100万円・補助率2/3	上限100万円・補助率3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助: 上限50万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店お宿応援事業: 10万円(定額)、5,000件
飲食店や宿泊施設等によるテイクアウト・デリバリー等の参入を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業 (事業規模16億円: 県2/3、市町1/3)
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・地域企業デジタル活用支援事業: 300万円(補助率3/4)、490件
AI・ロボット等の活用、テレワークの推進等を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進 (ひょうご仕事と生活センター)

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築
・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2.6.17）	拡充後（R2.6.18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考：国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業 1/2～2/3 以内、中小企業等 2/3～3/4 以内、補助上限額：150 億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：500人→1,000人）

イ 緊急雇用対策職業訓練

離職者等の就職促進のため、IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上につながる職業訓練を実施（拡充規模：21コース400人→41コース800人）

(2) 観光振興

令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
県内宿泊に使える割引クーポンの配布	2千円/泊
スキー場周辺地域での夏合宿等割引支援	延べ5人泊以上：2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～1月)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

※本県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加された日以後の新規予約分について、令和3年2月7日まで適用を一時停止

・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊6万円、 日帰り3万円
県特産品付き五国交流バスツアー造成支援	参加者に2千円相当の特産品贈呈

※Go To トラベル一時停止期間中に催行されるツアーについて、新規の申込受付を停止

・ホテル等でのコンベンション開催支援

会場参加者の規模に応じ補助

(100～500人：50万円 500～1000人：100万円 1000人～：200万円)

・宿泊施設での感染防止対策への支援

感染拡大予防ガイドラインを踏まえた対策を実施する宿泊施設を支援

(1施設上限：30万円、2施設上限：60万円)

(3) Go To トラベルキャンペーン

・全国において、令和3年2月7日まで事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止
- 販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い
緊急事態宣言発出を踏まえ、令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかけ[有効期限 3/31→6/30 に延長]

【参考】緊急事態宣言発出前の呼びかけ内容 (12/18～1/13)

直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ

・時期 Go To トラベルの停止終了日まで

飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)～d))を改めて周知徹底

a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。

・但し、家族での食事の場合は対象外

・また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。

b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離

c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知

d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得

・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知

・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

全国において、令和3年2月7日まで集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

① Go To トラベル事業

宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)

※旅行代金の割引(35%)

土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)

② Go To Eat 事業

ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)

イ ワライ飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与

③ Go To 商店街事業

商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)

※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ

④ Go To イベント事業

イベント等のチケット購入代の2割を支援

(6) 生活福祉資金特例貸付の拡充

新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資33,499,000千円を助成する。

(7) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)
- ・住宅ローン控除(住民税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和2年度末まで)
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(8) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(9) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米持続的生産応援事業(影響を受けた山田錦生産者が取り組む作付転換、給食活用、商品開発、需要開拓等への支援)
- ・漁業経営安定対策事業(影響を受けている漁業協同組合に対して、固定経費の一部を支援) [受付終了]

【対象要件】令和2年5~12月において下記のいずれかに該当する漁協

(ア) いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

(イ) 3ヶ月間の売上高が連続して前年同月比で30%以上減少

【補助額】

固定経費に対し、月額 750 千円までの部分の 2/3、月額 750 千円を超え 2,250 千円
の部分の 1/3（上限 1,000 千円/月、6ヶ月分）

- ・ 外食産業インバウンド需要回復支援事業（インバウンド需要の減少により売上が減少した外食事業者に対して、換気設備などの施設整備を支援）[受付終了]

【対象経費】

- (ア) 衛生管理改善設備の導入
- (イ) 業態転換のための改装

【補助率】 1/2

- ・ 輸出食品製造施設等導入支援事業（輸出先国のニーズの変化や食品衛生規制に対応するために、食品製造業者や流通事業者等が行う設備導入等の取組を支援）[受付終了]

【対象経費】

- (ア) 施設、機器設備費
- (イ) コンサル費、認証取得費等

【補助率】 1/2

③ 需要喚起・販売促進

- ・ 県産農産物、水産物販売促進事業（料理教室や動画配信など、野菜・花き・水産物等のプロモーションを実施）
- ・ 県産ブランド牛肉消費拡大事業（県産ブランド牛肉 5,000 円の購入毎に「ビーフ 1,000 円券」を配布）[配布・利用期間終了]
- ・ 県産和牛肉等学校給食提供事業（県内小中学校等の給食で、県産牛肉・地鶏・水産物を提供）
- ・ 県産農産物等 EC サイト活用販売支援事業（県産農産物等の EC サイトへの出店支援）

【対象経費】 EC サイト出品時の初期経費

[受付終了]

【補助額】 160 千円（補助率 1/2）

(10) 公共交通事業者への支援

① バスにおける感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や経済活動を支えるバス事業者に対して、感染防止対策に要する経費を支援

【対象者】 民営バス事業者

【対象経費】 運転席感染防止設備、非接触型体温計（貸切バスのみ）

※国庫補助事業の対象となる経費は対象外

【負担割合】 負担割合 県 1/2、事業者 1/2

【補助額】 バスの保有台数に応じて補助上限額を設定

② 船舶における感染症防止対策への支援

- ・ 社会生活や観光基盤を支える旅客船事業者等に対して、感染防止対策に要する経費を支援

【対象事業者】 旅客船事業者、観光船事業者

※国庫補助事業の対象となる事業者は対象外

【対象経費】 換気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等

【負担割合】 県内航路：県 1/2 以内、市町 1/4 以内

県外航路：県 1/3 以内、就航先自治体 1/3 以内

【補助額】 乗船定員に応じて補助上限額を設定

③ 地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- ・ 車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後に引き続き支援

【対象者】 地域鉄道事業者(神戸電鉄、北条鉄道)

路線バス事業者(19 事業者)

※公営バス、コミュニティバス、貸切(観光)バス、県外高速バスを除く
航路事業者(6 事業者) ※生活航路のみ

【対象経費】 車内等の密度に配慮した運行に要する経費(燃料費、人件費等)

※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する
経費相当

【負担割合】 県 1/4、市町 1/4(任意随伴)、事業者 1/2

【補助期間】 2ヶ月間 ※国実施期間(9月以降の2ヶ月間)後を支援

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

○職員の感染防止対策

- ・ 時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
- ・ サテライトオフィスの活用
- ・ テレビ会議システムの活用
- ・ マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・ 出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
- ・ 県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施

○市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減の要請

(2) 補正予算の実施等

- ・ 国の補正予算等に基づき編成した県の補正予算(令和2年度4月補正、6月補正、7月補正、9月補正、10月補正、12月補正)の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

○「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(令和2年7月1日付)

- ・ 健康福祉部に新たに「感染症等対策室(室長:本庁局長級)」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
- ・ 感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務

○新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。

- ・ 健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事(ワクチン対策担当)」を設置(令和3年1月25日付)

○庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

(4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。

（相談窓口一覧 URL:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html?edit=1&mode=preview>)

12 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)

(令和2年 4月17日改定)

(令和2年 4月24日改定)

(令和2年 4月28日改定)

(令和2年 5月 4日改定)

(令和2年 5月15日改定)

(令和2年 5月21日改定)

(令和2年 5月26日改定)

(令和2年 6月18日改定)

(令和2年 7月 9日改定)

(令和2年 7月17日改定)

(令和2年 7月23日改定)

(令和2年 7月29日改定)

(令和2年 8月 1日改定)

(令和2年 8月28日改定)

(令和2年 9月17日改定)

(令和2年10月14日改定)

(令和2年11月 5日改定)

(令和2年11月11日改定)

(令和2年11月18日改定)

(令和2年11月24日改定)

(令和2年12月10日改定)

(令和2年12月24日改定)

(令和3年 1月 8日改定)

(令和3年 1月12日改定)

感染拡大防止 徹底要請

兵庫県に緊急事態宣言が発令され1週間以上が経ちますが、依然として1日に200人を超える新規感染者が確認され、重症病床使用率が50%を超えるなど、**医療体制は非常に厳しい状況**となっています。

緊急事態措置

県では、緊急事態措置として、次の4つの取組を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

- 1 営業時間の短縮
(飲食店等は20時までの営業。酒類の提供は19時まで)
- 2 外出自粛
(特に20時以降の不要不急の外出自粛)
- 3 出勤抑制
(テレワーク等による「出勤者の7割削減」)
- 4 イベント開催要件の見直し
(人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保)

家庭等への持込み防止

県内感染者の感染経路を見ると、家庭での感染が約5割となっています。県民の皆様、**特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、ウイルスを持ち込まないよう、次の取組をお願いします。**

- 不要不急の外出の自粛、特に**20時以降の不要不急の外出の自粛を強くお願いします。**
- **緊急事態宣言対象地域**をはじめ、**リスクのある場所への出入りを自粛**してください。
- **家庭内でも、ホームパーティーなど大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食は控えてください。**
- 毎日の**検温**、手洗い、マスクの着用など**健康管理を徹底**してください。
- **在宅勤務(テレワーク)**に積極的に取り組むなど出勤抑制にご協力をお願いします。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年1月22日